

セクシュアル・ハラスメントに関する日本バプテスト連盟声明全文

(2005年度 第51回定期総会決議)

セクシュアル・ハラスメントは人格そのものの侵害であり、その人の性を軽んじ傷つけることは、その魂を踏みにじることです。これは社会的にも深く認知されている犯罪です。またセクシュアル・ハラスメントは、特殊な人物が引き起こす例外的な事柄ではなく、社会的な性差別や不平等な関係性が起因となって起こる事柄であるため、組織的な対応が必要とされます。教会もまた、これまでに性に関する問題を自らとかかわりのないものとしてきた歴史を見つめ直し、自ら罪を犯す危険を持っていることを自覚する必要があります。

また私たちは、連盟内においてもセクシュアル・ハラスメントによる被害が起きていたにもかかわらず、正面から受け止めることをせず、その傍らを通り過ぎ、結果として被害を黙殺してきました。その深刻さを十分に認識していなかった罪責を主の前に表明し、被害にあわれた方々に心より謝罪いたします。

この深刻な痛みからの解放の希望を私たちはキリストに見ます。主イエス・キリストは一人一人のいのちの尊厳を重んじ、暴力を放置せず、全ての人の隣人となることを教えられます。キリストに解放され、従う私たちは、人権を尊重し、そのための取り組みを実行します。

またキリストに従うあり方として、バプテスト教会を私たちは形成していますが、バプテストにとって、人権が侵害されそうになっている・されている人々の自由を確保することは基本的な主張です。

日本バプテスト連盟はセクシュアル・ハラスメントを容認せず、今後被害を生みだすことがないように、また起こってしまった被害については、被害者の痛みを放置したり、二次被害を起こしたりすることがないように、連盟として誠実に取り組むことを宣言します。

「行って、あなたも同じようにしなさい。」(「サマリヤ人のたとえ」ルカによる福音書10章37節より)

日本バプテスト連盟セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会

お問い合わせ・相談受付 090-2744-8739

これは セクシュアル・ハラスメントかな？ と悩むあなたへ

教会の中での不快な性的言動や振る舞いはセクシュアル・ハラスメントです。

誰も人格を否定されてはなりません。

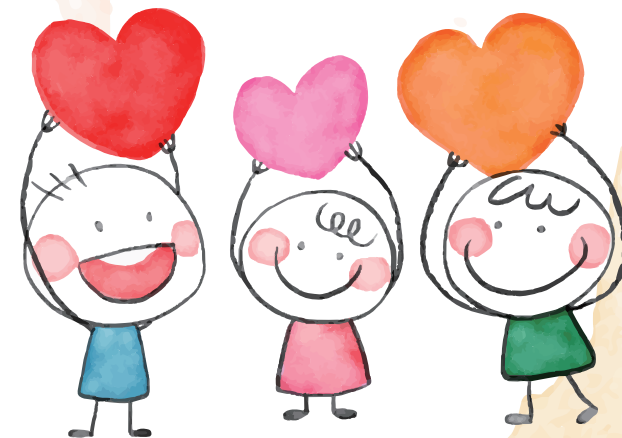
気持ちの良い教会作りのために あなたの声を聞かせてください。

傷ついた葦を折ることなく

暗くなってゆく灯心を消すことなく

裁きを導き出して、確かなものとする。

— イザヤ書42章3節



お問い合わせ・相談受付(秘密厳守いたします)

090-2744-8739

〒336-0017 さいたま市南区浦和1-2-4
日本バプテスト連盟 セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会

セクシュアル・ハラスメント防止と被害者対応のためのガイドライン

私たち日本バプテスト連盟は、「セクシュアル・ハラスメントに関する日本バプテスト連盟声明」に基づいて、セクシュアル・ハラスメント防止と被害者の対応に取り組みます。その為に、「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」を設置します。その取り組みがどのように為されるかを記したものがこのガイドラインです。全国の諸教会・伝道所に連なる全ての人が、声明とガイドラインをよく読み、自らの課題としてこの問題に取り組み、共に人権を尊重し合う安全な教会生活が送れるように願います。

1. セクシュアル・ハラスメントについて

(1) セクシュアル・ハラスメントとは「受ける側が望まない性的な言動、振る舞い」のすべてを指し、原則として被害者の判断を基準とします。

(2) 教会生活における人間関係の中で起こる、相手にとって不快な性的言動・振る舞いは、行為者の意図に関わらず、セクシュアル・ハラスメントにあたります。不必要な身体的接触、性的行為の要求、性的な冗談やからかい、性体験や体型・容姿に関する言及、性的なうわさを流すなど、また性的役割分担を強制することなども含まれます。行為者にとってはささいなことだと思っても、これは相手にとって、人格を否定されたと思う行為になります。こうした行為はまた、教会内の自分の職務や立場を利用して弱い立場の人に向けられた場合は、より深刻な被害を生み出します。

(3) 男性が加害者、女性が被害者になることが典型的ですが、女性から男性、同性間での場合も対象となります。

2. セクシュアル・ハラスメント防止のための方策

連盟の諸教会・伝道所に連なる全ての人々が、セクシュアル・ハラスメントに関する情報を得、理解を深めるために連盟全体で積極的な努力をする責任があります。そのために声明やガイドラインを用いた学習会、情報発信を性差別問題特別委員会と協力して推進します。

3. 相談窓口と対応

被害を受けた人が相談できる窓口を設置します。相談や対応という過程において、プライバシーを保護し、相談者本人の主体性と意思、その判断を尊重します。本人が希望しないのに次のプロセスに進むことはありません。また、相談することによって、二次的被害（中傷、嫌がらせ、報復など）が発生しないように細心の注意をしながら、被害を受けた人に寄り添い、支えとなり、解決のための努力をします。

(1) 窓口

相談窓口は、日本バプテスト連盟の加盟教会、伝道所に属しているか、または関係している人が、教会関係の諸活動の様々な場面において被害を受けた場合に利用することができます。窓口の相談は「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」の委員が受けます。委員の名前は全国の諸教会・伝道所に公表します。委員は、連盟理事会が選任する、連盟加盟教会・伝道所に属する牧師・教会員で、秘密は厳守します。相談はプライバシーが守られる場所を設けて直接会うか、手紙、電話で行います。また、本人からの相談が何らかの理由で出来ない場合、本人が委託した代理人などによる相談や匿名の相談も受け付けます。

(2) 相談から解決までのプロセス

① 相談

委員は相談者の話を聞き、助言や援助をしながら解決のための方法を共に考えます。相談者の意志に基づき、必要に応じて「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」に報告され公正な問題解決に努めます。

② 援助

委員は相談者の側に相談終了時まで立ち続けます。相談者の必要と思う援助を相談者本人の意向を確かめながら行います。当事者同士が直接話し合う場を設け、調停することや、連盟外も含めた専門家を紹介するなどです。

③ 調査

相談者が調査を希望し、かつ「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」が重大と認めたケースの場合は、連盟理事会に報告されます。それにより、連盟理事会は「調査委員会」を設置し、すみやかに調査を開始します。調査は委員会立ち上げから120日を目安に終了し、理事会に報告されます。報告が終了した時点で調査委員会は解散します。調査の経過は随時、関係者のプライバシーに配慮しつつ、「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」を通して相談者本人に報告します。

④ 措置の決定

連盟理事会は「調査委員会」の調査結果をもとに審議し、加害者に対して適切な措置判断をします。その際、各個教会内の問題に踏み込まざるを得ないケースも予想されます。各個教会の主体性尊重において成立している連盟だからこそ、協力伝道の内実として、適切な助言、勧告等の機能を働かせて対応します。助言、勧告の中には謝罪の勧告、役職辞任の勧告が含まれます。同時に、スーパーバイザーの助言のもと、カウンセリングや研修を行う事を勧告し指導します。これら措置判断の結果は「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」に報告され、相談者本人に報告します。

どうか、一人で悩まないでください。

問題に出会ってしまったとき、恥ずかしさや疎外感、相手からの報復への恐怖にとられるかもしれません。

でも、どうか一人で悩まないでください。

委員会ではあなたの訴えを親身になって受けとめ、相談にのることができます。

もちろん、秘密は厳守し、状況に応じてあなたの納得の行く解決方法をともに探って行きます。

セクシュアル・ハラスメントを解決する相談・問題解決の流れ

